② 本方式の実施方式としては、
イ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

③ 受注者は、「包括的単価個別合意式」を選択したときは、①の協議の開始の日から14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ（https://www.cbr.mlit.go.jp）「入札・契約情報」―「契約書様式」―「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。

④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑤ 随意契約予定の後工事への適用については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：https://www.cbr.mlit.go.jp/「建設関係情報」―「建設技術に関するページ」―「総価契約単価合意方式について」―「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に記載されているとおりである。

⑵3 工事の実施形態　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの品質確保を目的として、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用における受発注者間の情報共有において「段階モデル確認書」を活用する試行工事である。

⑵4 本工事は、見積参考資料の一部として「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」を開示する試行工事である。

⑵5 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⑵6 本工事は、建設現場における脱炭素化の加速に向けて取り組みを行う「カーボンニュートラル対応試行工事」である。

⑵7 本工事は、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を必須提案として求め、生産性向上（省人化）の取組を評価する試行対象工事である。

2 競争参加資格

次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定建設工事共同企業体」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年１月27日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から令和５年度設楽ダム本体建設第１期工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は、次の⑴から⑿までに掲げる条件をすべて満たしている者であること。

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度の一般土木工事の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価（共通）点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸ 単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、平成20年度以降に元請けとして、下記に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成20年度以降に元請けとして以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること。

同種工事：【単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体の代表者又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員の場合】
・堤高100m以上のコンクリートダムの堤体打設工事
【特定建設工事共同企業体のその他構成員の場合】
・堤高30m以上のコンクリートダムの堤体打設工事
（同種工事に示すダムとは、河川法に定める貯水用の施設とする。また、コンクリートダムにはフィルダム及び台形ＣＳＧダムを除く。）

⑹ 提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑺ 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
① 監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。
② 単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体の代表者又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員は、ダム工事統括管理技術者の資格を有する者であること。
③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼ 上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑽ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿ 上記１⑵に示す工事に特定建設工事共同企業体として入札に参加する場合、その構成員は、単体有資格業者として入札に参加することはできない。

3 総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

② 以下⑵⑴⑴の技術提案書及び申請書等により最大64点の加算点を与える。

③ 以下⑵⑴⑦の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。